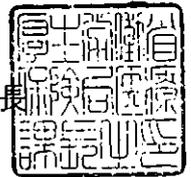


保医発0831第1号
平成23年8月31日

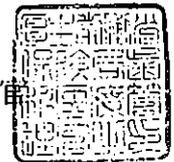
地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」(平成22年3月5日保医発0305第8号)について下記のとおり改正し、平成23年9月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

1 別表のⅡの133の(9)の①のアを次のように改める。

ア 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「非中心循環系塞栓除去用カテーテル」、「中心循環系塞栓除去用カテーテル」、「スネア用カテーテル」、「中心循環系血管処置用チューブ及びカテーテル」若しくは「冠動脈オクルーダ」、又は類別が「機械器具(7)内臓機能代用器」であって、一般的名称が「ペースメーカー・除細動器リード除去キット」であること。

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成22年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>(別表)</p> <p>Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) 血管内異物除去用カテーテル</p> <p>① 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嚙管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「非中心循環系塞栓除去用カテーテル」、「中心循環系塞栓除去用カテーテル」、「スネア用カテーテル」、「中心循環系血管処置用チューブ及びカテーテル」若しくは「冠動脈オクルーダ」、又は類別が「<u>機械器具(7)内臓機能代用器</u>」であって、一般的名称が「<u>ペースメーカー・除細動器リード除去キット</u>」であること。</p> <p>イ (略)</p> <p>②~③ (略)</p> <p>(10)~(17) (略)</p>	<p>(別表)</p> <p>Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) 血管内異物除去用カテーテル</p> <p>① 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嚙管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「非中心循環系塞栓除去用カテーテル」、「中心循環系塞栓除去用カテーテル」、「スネア用カテーテル」、「中心循環系血管処置用チューブ及びカテーテル」又は「冠動脈オクルーダ」であること。</p> <p>イ (略)</p> <p>②~③ (略)</p> <p>(10)~(17) (略)</p>